



# Global Tax Update

英国

税理士法人トーマツ

2015年7月13日

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。  
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

## 2015年度 夏の予算案

7月8日に財務大臣から新政府としての予算案が発表された。英国に投資する日系企業に影響する主要な項目は以下のとおりとなる。予算案の全体に関するより詳細な説明・コメントについては、[デロイト UK のウェブサイト](#)(英語)を参照されたい。

英国の経済の安定が本予算の主題であり、2018/19年度までに財政赤字を解消することが強調された。過去2年間の英国における強い経済状況を背景に、英国が今後もグローバル経済の中心であり続けるための税制改正案が発表された。

今回の予算案では、政府の財政赤字を解消するために必要とされる50億ポンドの税収増と120億ポンドの社会福祉関連支出の削減をいかに達成するかが明確にされた。公共支出の削減は、2015年のSpending Reviewにて議論される見込み。

### (1) 法人税

#### 1) 法人税率

法人税率が2017年4月1日より20%から19%に、さらに2020年4月1日より18%に引き下げられる。

法人税率については、2014年の予算案に基づき、2015年4月1日より20%への引下げが行われたばかりだが、その際、日系企業において英国子会

社が日本のタックスヘイブン対策税制の影響を受けることが懸念されていた(当時のトリガー税率は「20%以下」)。当該懸念は、英国子会社への影響も考慮され、2015年4月1日より、トリガー税率が「20%未満」に改正され、払拭されることになったが、今回の予算案の発表によって、同様の懸念が再燃することが予想される。

法人税率の引下げは、Finance Bill 2015に含まれることになったが、その時期は9月か10月頃と予想されている。

#### 2) 法人税納付

課税所得が2千万ポンド(グループ会社の場合、グループ法人数で除した金額)を超える法人について、新しい中間納付制度が導入される。本制度の下では、会計年度の3、6、9、12カ月目に中間納付を行う必要がある。本制度は2017年4月1日以後開始会計年度から適用される。

#### 3) キャピタル アローワンス

2016年1月1日より、特別即時償却制度(Annual Investment Allowance)の年間限度額が2.5万ポンドまで引き下げられることとされていたが、今回の予算案で、2016年1月1日より、同限度額が20万ポンドまで引き上げられ、その後も維持されることが発表された。

#### 4) コーポレートデット／ローンリレーションシップ 条項の改正

本改正は 2016 年 1 月 1 日以後開始する会計年度より適用されることとされていたが、租税回避防止規定の厳格化および財政悪化企業への債権放棄に関する税額控除の新しいルールについては、国王の裁可(Royal Assent)に基づいて発効することとされた。

#### 5) のれん償却

取得したのれんおよび一定の顧客関連無形資産の償却が制限され、第三者への売却時まで償却できないこととされた。本改正は、2015 年 7 月 8 日以後開始会計年度より、同日以後取得された資産に対して適用される。本改正により、買収取引の際のアセットディールとシェアディールとの重要な相違点がなくなることになる。

#### 6) CFC 税制

CFC 税制による合算所得と英国法人の欠損とが相殺できなくなるよう、CFC 税制が厳格化され、2015 年 7 月 8 日より適用される。現行制度においては、CFC 税制による合算所得と英国法人の損失または費用とを相殺することができる。

#### 7) コンソーシアムリリーフ

従来、コンソーシアムリリーフの適用は、リンクカンパニーの居住地によって適用可否が決まっていたが、本予算案において、当該制限が撤廃され、コンソーシアムリリーフが広く適用されることとなった。本改正は、以前に同内容が発表された際と同様に、2014 年 12 月 10 日以後開始会計年度から適用される。

#### 8) その他

銀行業に関しての改正が発表された。

- 過去の不幸事に伴う補償金の支払の損金不算入(以前に発表済)
- 銀行および住宅金融組合に対して、2016 年 1 月 1 日以後開始会計年度より、課税所得の 8%のサーチャージ賦課
- 銀行税(Bank Levy)が、2016 年 1 月 1 日より 0.21%から 0.18%に引き下げられ、以後 2021 年まで毎年引き下げが行われる。2021 年に 0.1%まで引き下げられる

#### 9) The Tax Lock

個人所得税、VAT(標準税率および軽減税率)および社会保険料の税率に関する上限を定める Tax Lock 制度が導入される。本制度により、本国会の会期中は、2015/16 年度の水準を超える税率を定めることはできないこととされた。また、VAT のゼロ税率または軽減税率を廃止することもできないこととされた。

### (2) 租税回避防止規定

租税回避に対抗するため、HMRC(HM Revenue and Customs:英国歳入税関庁:以下「HMRC」)の権限の強化および予算の拡大が発表された。

- HMRC に対して重要かつ複雑な案件への調査に充てるための予算の拡大
- 小企業および公共法人ならびに富裕層のコンプライアンス違反を取り締まるための予算の提供
- 前回の 2015 年予算案で発表されたとおり、千ポンドを超える納付拒否については、納税者の銀行口座から直接相殺することができる権限を HMRC に付与
- 隠れた納税者を把握するため、オンライン仲介者や電子支払業務プロバイダーを通じてデータにアクセスできる権限を HMRC に付与
- 現行の一般的租税回避防止規定(General Anti-Avoidance Rule(GAAR))および租税回避防止の強化策に係るペナルティーの導入の可能性について政府内で議論

### (3) コンプライアンス

大法人の税務戦略に関するコンプライアンスおよび透明性の向上のための施策について、政府内で協議が行われる。これには、HMRC がアグレッシブと認識する税務戦略を採用し続けるグループに対する特別措置や HMRC への対応方法として HMRC が企業へ期待することを取りまとめた自主行動規範(Code of Practice)の制定が含まれる。本改正は大法人とされる日系企業にも大きな影響が見込まれ、具体的には、グループタックスポリシーの公開、グループのタックスプランニングへのアプローチ方法や HMRC との関係等に関するレポート義務の増加につながると見込まれる。

#### (4) 個人所得税

個人所得税に関する大きな改正として、2017年4月6日より、英国に20年間の間に15年間居住者であった者については、非英国本籍者(non-domicile)ステータスが廃止され、その翌年の課税年度開始日より、英国本籍者(domicile)とみなされることになる。HMRCよりテクニカルコンサルテーションが公表されることが予定されている。

#### 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/eu](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/eu)

#### 本件に関するお問い合わせ

**Deloitte LLP ロンドン事務所**

パートナー 古新居 由紀

[ykonii@deloitte.co.uk](mailto:ykonii@deloitte.co.uk)

ディレクター 日高 大雅

[hhidaka@deloitte.co.uk](mailto:hhidaka@deloitte.co.uk)

#### ニュースレター発行元

**税理士法人トーマツ**

**東京事務所**

〒100-8305

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号  
新東京ビル5階

T e l : 03-6213-3800(代)

email: [tax.cs@tohatsu.co.jp](mailto:tax.cs@tohatsu.co.jp)

会社概要:

[www.deloitte.com/jp/tax-co](http://www.deloitte.com/jp/tax-co)

税務サービス:

[www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、税理士法人トーマツおよびDT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約7,900名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約210,000名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(税理士法人トーマツを含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。